



## 私たちも、森に守られている。

県土の3分の2を占めるとやまの森。多種多様な生き物を育むだけでなく、水源のかん養、土砂災害の防止、レクリエーションの場など、私たちの暮らしに欠くことのできない大切な働きがあります。先人から引き継いだとやまの森をしっかりと守り育て、次の世代に引き渡すために、県民の皆さんと一緒に、新たな取組みをスタートしています。



**ポイント3** 水と緑の森づくり税の導入  
今年度から、「水と緑の森づくり税」(個人/年間500円、法人等/県民税均等割額の5%)を導入。貴重な財源としてはもちろ

・県産材の利用促進(ベンチや学童机の天板等の設置、公共施設の木質化の推進など)  
・提案型事業の創設(「あなたが行う森づくり事業」募集 締切/5月15日※消印有効 詳細はホームページをご覧ください)



### とやまの森の現状

近年、「クマによる人身被害」や「風雪被害林の発生」など、とやまの森に変化が目立つようになりました。生活スタイルの多様化で放棄された里山、採算性が悪化し放置された人工林など、地域住民や森林所有者だけでは、とやまの森を守り育てるシステムが機能しなくなっているのです。現在、ボランティアなどによる整備が増えつつありますが、県全域に広げるには県民の皆さんの参加による森づくりが必要となっています。

### 森づくり条例と今後の活動

県では、森づくりに関して県民の皆さんに幅広くご意見をお聴きするため、平成17年8月に県民アンケートを実施。県民参加の森づくりに約92%の方が必要性を認識し、その財源として新たな税の導入にも約85%の方が賛成という結果が得られました。

こうした現状をふまえ、水と緑に恵まれた県土の形成と心豊かな県民生活の実現を目的に「富山県森づくり条例」を制定しました。今後、この条例に基づいて策定した「富山県森づくりプラン」により、森づくりを推進していきます。

#### ポイント1 多様な森づくり

県内の森林を4つに区分し、地域ニーズを反映した多様な森づくりを目指します(図1)。

##### 天然林

「里山林」県民協働により多様な里山を再生する。

「保全林」原則として自然の推移に委ね保全・保護する。

ん、納税という形で幅広く参加していただくことで、森づくりへの関心を高める効果があると考えています。この税は、主として「里山林」と「混交林」の整備や、ポイント2で掲げた事業などに活用していきます。



### interview

#### 豊かな生態系が息づく森へ

管理不十分な人工林や入ることさえためられる里山林が、森づくり税の活用により、県民はもちろん、動植物たちもいきいきと生活できる森林に蘇ることを期待します。また、森づくりにかかわることで、森林さらには地球環境保全の必要性を多くの人々が理解するきっかけになればと思います。

NPO法人森林総合支援センター 理事長  
森林インストラクター 鶴巻登志広

図1



#### 人工林

「生産林」循環型社会に貢献する持続的な木材生産を行う。

「混交林」公益的機能の維持・向上と、木材資源の確保の両立を目指し、広葉樹とスギなどの混交林に誘導する。

#### ポイント2 森を支える人づくり

・とやまの森づくりサポーターセンターを通じた森林ボランティアへの活動支援  
・森づくりに関する総合情報システムの整備(森づくり活動の情報提供など)  
・森林の大切さの普及活動(出前講座や森林教室など)

このページの  
お問い合わせは 県庁森林政策課  
☎076-444-3385

URL [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1603/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1603/index.html)